



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 障害者を雇うよう、弊社にハローワークからお知らせがきました。弊社のような小さな会社にも案内が来てびっくりしました。どのような法律なのでしょうか？

A1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において「障害者雇用率制度」が設けられており、「常時雇用している労働者数(※)」の2.0% (法定雇用率)以上の障害者を雇用しなければならないと定められています。

障害者を雇用するためには、施設を整備や改善する等特別な配慮が必要な場合が生じますので、不公平のないように、法定雇用率を下回っている企業には「障害者雇用納付金」を収めることが求められ、超えている場合は「調整金」が支給される制度です。

基準以上の障害者を雇っていないと直ちに「調整金」をおさめてはならないのでは中小・零細にとって厳しいものがあります。そこで今までは人数の多い会社には適用し、人数規模の小さな会社には猶予を与えていました。

平成27年4月1日から、法定雇用率を下回った場合納付金を納めなくてはならない企業の人数規模が「100人超」に変わります。今まで該当しなかった企業にも該当したことを知らせるため障害者雇用未達企業をリストアップして個別訪問指導を開始するようです。

もし御社に役所が個別訪問に来て、それは計画的な指導や周知活動のためですからご心配は要りません。ただ、今後は法定雇用率を達成する必要がありますので、障害者の雇用対策を取って下さい。

新たに障害者を雇用しなくては法定雇用率を達成できない場合もありますが、すでに御社で働いている従業員の中で、何らかの事情で障害者であることを申告せず働いている人がいる可能性もあるので、それを把握するところから始めるという方法もあります。

Q2 障害者を雇い入れなくてはいけないことは分かりましたが、納付金制度について具体的に教えて下さい。

A2 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの各月の雇用障害者数をカウントし1年間の申告します。

障害者には、身体障害者の他に知的障害者、精神障害者が該当し、週所定労働時間が20時間～30時間の短時間労働者は0.5人とカウントします。重度障害者はそれぞれ2倍にカウントします。

法定雇用率が未達成の場合に納めなければならない「納付金」の額は本来なら「1人当たり月額5万円」ですが、100人超200人以下の企業は平成32年3月31日まで「一人当たり月額4万円」に減額されます。

逆に、常時雇用労働者数が200人超で雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている企業が申請すれば「調整金」が受給できます。調整金は1人当たり27,000円です。

常時雇用労働者数が200人以下で雇用障害者数が一定数を超えている事業主に対し「報奨金」が1人当たり21,000円申請すると受給できます。

障害者と認定されている人は身体障害者手帳等を持っているので、確認してください。もし、障害があるにもかかわらず手帳を持っていない場合は、役所の福祉課等で認定を受けられますので認定を勧めてみてはいかがでしょうか。

障害者の認定基準に該当するのに申請をしていないために、認定されていない方もいます。人口透析をする方や心臓にペースメーカーや人工弁をつけている方、大腸がんで人口肛門をつけている方などです。

※常時雇用している労働者数は、週20時間以上の労働者数(×0.5)と週30時間以上の労働者数(×1)の合計です。1年未満の臨時雇用は除きます。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980